

石油元売部門の個人情報保護に係るガイドライン

石 油 連 盟

はじめに

今日、社会全体の高度情報化が進展するに伴い、企業活動においても IT 技術が導入され、顧客や社員など、大量の個人情報を取り扱うことが容易になってきている。このような中、最近企業から個人情報が漏えいする事故が多数発生しており、社会問題となっている。一度個人情報の漏えいが発生すると、謝罪コストの発生、ブランド信用の低下等、企業にとって大きな損害が発生している。

他方、平成 15 年 5 月に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたが、この法律の中の企業に係る規定については、平成 17 年 4 月より施行となる。これにより、個人情報漏えい事故如何に加えて、特に事故が発生しなくても、日常的な業務の中で、法律に規定された「適切な方法」によって個人情報を取り扱うことが要求される。

石油業界においては、2004 年 9 月、大量の個人情報を取り扱う部門として S S を取り上げ、S S 部門における個人情報の適切な取り扱い方法についてのガイドライン「S S 等における個人情報保護法ガイドライン」を策定した。これに続き、元売部門において個人情報保護法を遵守するためのガイドラインとして、今般「石油元売企業における個人情報保護法ガイドライン」を策定する。

本ガイドラインは、経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」をベースにして、現実の石油元売企業の各種の企業活動において個人情報を取り扱う際に、法に照らし合せてどのように行動することが望ましいのかについて取り上げている。

本ガイドラインが、石油元売企業における個人情報保護体制構築の一助になれば幸いである。

目次

はじめに	2
目次	3
. 組織的安全管理措置	5
1 . 担当者の任命	5
個人情報保護管理者（CPO）の設置	5
個人情報作業責任者 / 担当者の任命	5
個人情報データベース等に係るシステム運用責任者 / 担当者の任命 ..	6
社内の報告体制の構築	6
社外への公表・通知体制の構築	7
2 . ルールの策定	8
プライバシーポリシーの策定	8
各個人情報の取り扱いに係る社内規程の策定	8
従業者に係る個人情報	8
3 . 監査体制の構築	9
4 . 個人情報に係る問合せ担当窓口の設置	9
. 人的安全管理措置	10
1 . 雇用契約・社内規程による個人情報管理措置	10
2 . 従業員教育の実施	10
. 物理的安全管理措置	11
1 . 入退室管理の実施	11
2 . その他の対応	11
盗難等への対策	11
機器・装置等の物理的な保護	11
. 技術的安全管理措置	12
1 . アクセス制御等	12
2 . 不正ソフトウェア対策	12
3 . 通信・移送時の漏えい対策	12
. 従業者の監督	13
. 個人情報の収集	13
1 . 利用目的の明示	14
2 . 収集する項目	14

3 . 収集方法・フロー等	14
4 . 共同利用、第三者提供	15
5 . クレジットカードに係る個人情報について	15
. 保有個人データに関する事項の公表等	15
1 . 保有個人データに関する事項の本人への周知	15
2 . 保有個人データに係る問合せ等への対応	16
3 . 苦情の処理	16
. 個人情報の利用	17
1 . 利用目的の限定	17
2 . 利用する業務・部署等の限定	17
. 第三者提供・共同利用と委託	17
1 . 第三者提供・共同利用を行うための要件	17
2 . 委託先	18
3 . 特約店、SS等への配布方法	19
第三者提供	19
共同利用	19
クレジットカードに係る個人情報の取り扱いについて	20
最後に	21

．組織的安全管理措置

個人情報保護法第四章の企業に係る規定においては、個人情報を取り扱う企業としての責任範囲を規定している。この責任を負う企業においては、社内で個人情報に係る安全管理を実施するための体制を構築し、社内外に対して明確に示すことが望まれる。

1．担当者の任命

個人情報保護管理者（CPO）の設置

(METI -GL p24)

企業が個人情報を利用して事業活動を円滑に進めるためには、その個人情報を取得する際に個人情報を提供する本人に対してその企業の個人情報の管理に係る責任体制を明確に示すことにより、本人が安心して個人情報を提供できるようにすることが望ましい。

個人情報を利用する企業では、社内における個人情報の利用のみならず、保有、管理、廃棄等「取り扱い全般」において、通常の企業活動との調整が必要になる場面が少なからず生じる。この場合、個人情報の取り扱い全般について、最終的な責任を負う者を設置することによって、より円滑に調整が可能となる。

これらを考慮し、企業としての個人情報の取り扱い全般について責任を負う者として「個人情報保護管理者」(CPO: Chief Privacy Officer)を設置することが望ましい。

この「個人情報保護管理者」については、前記のような職務を円滑に遂行するため、役員、執行役員程度の一定の権限を持つことが望ましい。

個人情報作業責任者 / 担当者の任命

(METI -GL p24)

企業においては、部署単位で業務の遂行上必要な個人情報を取り扱うことになる。実務作業における個人情報の安全管理措置を徹底するため、まずはこのような個人情報を取り扱う部署の役割と責任を明確化し、さらにその部署内で実際に個人情報を取り扱う作業者を可能な限り少数に特定したうえで、その作業者の管理責任を負う者を明確にしておくことが望ましい。

このため、個人情報を取り扱う業務を担当する個々の部署においては、個人情報の管理に係る実作業担当者として「個人情報作業担当者」を設置するとともに、これを管理し、その作業について責任を負う者として「個人情報作業責任者」を設置することが望ましい。

「個人情報作業担当者」はあらかじめ定められた規程等に従って個人情報を取り扱う業務を行い、必要な記録を残す。また業務遂行上何らかの問題が生じた場合は、速やかに上位者である「個人情報作業責任者」に報告する。「個人情報作業責任者」は、「個人情報作業担当者」が規程等に従って業務を遂行していることを確認し、問題が生じた場合は速やかに「個人情報管理責任者（CPO）」に状況を報告するとともに、その対応策を検討する。

個人情報データベース等に係るシステム運用責任者/担当者の任命

個人情報取扱事業者としての元売企業は、保有する個人情報データベースを、情報システムの一部として運用管理していることが一般的である。

個人情報データベースについて、不正アクセスを防止し、また個人データの漏えい防止を図るためにも、日常の運用・管理業務において、これを適正かつ確実に遂行するよう個人情報データベースシステム運用について、責任の所在を明確にすることが望ましい。

この個人情報データベース運用責任者及び運用担当者は、システム運用の観点から問題が生じたり、発見したりした場合、必要に応じて、当該データベースを運用している部署及びCPOに連絡をとり、速やかに問題の解決を図ることが期待される。

なお、個人情報データベース運用責任者及び運用担当者は、一般のシステム運用責任者・担当者と兼任でもよいが、個人情報保護法や関係法令、関係省庁によるガイドライン、さらには自社の個人情報データベース/保有個人データに係る作業内容について、適切な教育等を受けていることが望ましい。

社内の報告体制の構築

(METI-GL p25)

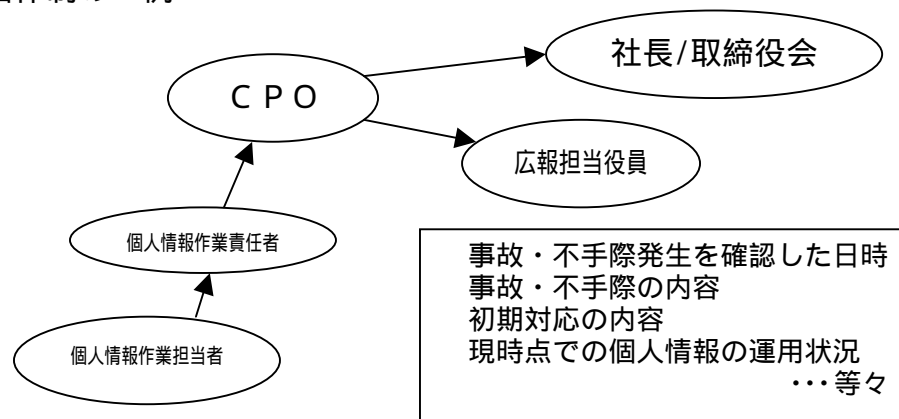
個人情報取扱事業者が管理している個人データについて、漏えいや取り扱い方法の問題が生じた際には、被害の拡大を防ぎ、確実性の高い再発防止策を検討するために、迅速に状況を把握することが必要になる。

迅速に状況を把握するために、CPOのもと委託先を含めた必要な部門・部署間で相互に正確な情報をやり取りする連絡体制を構築することが望ましい。

また、この連絡体制において、関係部門・部署がどのような情報

を把握し、誰が連絡担当であるのか、その手順等詳細なマニュアル等を作成し、必要な部署・従業員に対して周知を図ることが望ましい。

< 連絡体制の一例 >



社外への公表・通知体制の構築

個人情報取扱事業者において、保有・管理している個人情報の漏えいや取り扱い上の問題が生じた場合は、迅速に状況を把握し、社外に対して公表・通知することが望ましい。

個人情報に係る問題によって何らかの影響が生じる本人への通知は必須であり、また問題の内容によって、警察、自治体、所管省庁への報告も検討すべきである。

なお、石油元売企業については、資源エネルギー庁資源・燃料部政策課が連絡先となる。

社内の報告体制を通じて把握した個人情報に係る問題の状況、再発防止策等を迅速かつ正確に必要な外部に通知・報告が行うことができるよう、あらかじめ対応窓口を設定することが望ましい。このために、窓口となる部署や担当者に対して、自社内の個人情報保護体制についての一定の教育を実施するなど、必要な準備を講じることが望ましい。

また、本人への連絡や公表を通じて、個人情報に係る問合せ窓口（後述）や苦情処理窓口との連携が必要になることが考えられる。外部への通知・報告・公表を行う際は、このような必要な部門・部署間での情報の共有や対応の統一を図るよう、あらかじめ体制を整備しておくことが望ましい。

2. ルールの策定

プライバシーポリシーの策定

(METI -GL p56)

個人情報取扱事業者は、個人情報を利用して円滑に事業を進めていく上で、個人情報の管理体制について広く社会的信用を得る必要がある。また、従業員全員に対して、個人情報の取り扱いに対する意識の向上を図ることなしに、企業全体として、個人情報を十分に管理し、適正に運用していくことは不可能である。

これらの目的のために、一般の(潜在的なものも含めて)顧客や、従業員に対して、わかりやすくその企業の個人情報の管理に対する原則的な考え方を、「プライバシーポリシー」として示すことが望ましい。

なお、この個人情報の管理に係る「プライバシーポリシー」については、「個人情報保護法」及び「経済産業分野ガイドライン」に則った内容であることが前提であり、また社会的情勢や技術の発展などによって定期的な見直し・改訂を実施すべきである。

各個人情報の取り扱いに係る社内規程の策定

(METI -GL p25)

前項の「プライバシーポリシー」は、その組織の個人情報に対する「考え方」を整理した「原則」的な規程である。組織内の実質的な効果を考慮すると、実際に従業員が個人情報を有効に活用しつつ日常の業務を適切に遂行するための具体的な業務手順に沿った詳細なルール、マニュアルを社内規程として策定することが望ましい。

< 社内規程に規定することが望ましい事項 >

- (1) 取得・廃棄に係る事項
- (2) 移送・送信に係る事項
- (3) 利用・加工に係る事項
- (4) 保管・バックアップに係る事項
- (5) 消去・廃棄に係る事項

従業員に係る個人情報

(METI -GL p41, 46)

元売企業として、社員等の従業員に係る個人情報についても、

顧客の個人情報と同様、その取り扱いに十分注意を払うことが望ましい。

特に、従業者に係る個人情報のうち、人事査定・評価等に係る雇用管理情報については、本人の求めに応じて制限無く開示することにより、組織としての業務の適正な実施の上で問題を生じることがある。このようなケースを想定し、本人への開示を制限する（非開示とする）事項については、あらかじめ労働組合等と協議の上、取り扱いルールを定めておくことが望ましい。

また、社外組織等に対して、職歴等を伴って何らかの推薦を行う場合、どのような個人情報の項目を提供するのか、整理し、個人情報の管理に係る規程に盛り込むことが望ましい。

3．監査体制の構築

(METI-GL p25)

個人情報取扱事業者において、その企業内に構築した個人情報保護体制が当初企図した通りに運用され、機能しているかどうかを定期的に確認するとともに、問題がある場合見直しを行う必要がある。この監査や見直しを行わない場合、その企業が個人情報の管理について十分に配慮しているとはみなされない恐れがある。

監査を有効に機能させるためには、監査を実施することを前提として、一定期間個人情報の処理に関する記録・関係文書を保存するといった、基本的なルールを社内規程として整備することが必要になる。

また、実際に監査を行うにあたって、内部監査と第三者による外部監査を適切に組み合わせて実施することが望ましい。

4．個人情報に係る問合せ担当窓口の設置

個人情報保護法においては、保有する個人データについて、本人からの求めに応じて開示（法 25）・訂正・削除（法 26）などを行わなければならない。また常に正確かつ最新の内容に保つように努めることが求められている。（法 19）このために、個人情報取扱事業者は本人の求め等に対応する窓口を設ける必要がある。

この個人情報に関する問合せ窓口については、本人の問合せに対して十分に本人確認を行うなど、個人情報の取り扱いについて十分な知識をもった専門のスタッフが対応することが望ましい。

この専門のスタッフが個人情報の閲覧、編集、削除を行うことになるので、これが社員である場合は、社員規程の整備、守秘義務に係る誓約書の提出等により機密保持について十分に配慮することが必要になり、派遣社員や業務委託による場合は、十分な守秘義務規程を盛り込んだ雇用契約や業務委託契約を締結することが必要になる。

この専門スタッフが職務上閲覧できる個人情報は、別に定められた手順によって確認された本人、上長及び同部署以外の者には開示しないものとし、さらに、登録された個人情報について編集・削除を行う場合は、社内規程に従い、上長等複数の人員の確認を得てから行うことが望ましい。また、このような職務上実行した作業については、全て記録に残すことにより、監査できるようにすることが必要である。

人的安全管理措置

(METI-GL p29)

1. 雇用契約・社内規程による個人情報管理措置

企業内で、一般的な法令遵守を徹底することは当然のことであるが、現在のように、個人情報を初めとする情報に係る管理不行き届きや不正行為等が大きな問題として取り上げられることを考慮すると、特に情報管理の面で、従業者が、企業内で知り得た全ての情報を、事業活動以外の活動に利用することを制限するよう雇用契約や社内規程に具体的に記述していくことが望ましい。この場合、個人情報を直接取り扱うかどうかにかかわらず、一般の従業者全てが対象となり、また違反した場合の罰則規程の整備についても検討することが望ましい。

また、特に個人情報を大量に取り扱う部門の従業者については、その業務内容に特化した誓約書等を作成し、事故の予防を図ることも検討することが望ましい。

2. 従業員教育の実施

一般的な従業者に対しては、雇用時や昇進・昇格時に、個人情報の取り扱いに係る一般的事項や、自らが負う責任範囲に見合った事項などについて、教育（研修）・訓練を実施することが望まれる。

また、個人情報について、今後様々な分野で新たな問題が生じることも予想できるため、定期的に教育（研修）・訓練を実施することが望ましい。

さらに、情報システム部門・クレジットカード部門など、大量の個人情報を取り扱う部門や総務部門・人事部門など特に注意の必要な個人情報取り扱う部門の従業者については、その業務内容を勘案した特別な内容の教育（研修）・訓練を実施することが望ましい。

(METI-GL p30)

．物理的安全管理措置

1．入退室管理の実施

業務において個人情報を取り扱う部署については、入退室の記録や、制限といった入退室管理が実施された場所に情報システム機器や事務機器を設置し、そこで個人情報処理業務を行うことが望ましい。

2．その他の対応

入退室管理に加えて、情報システム機器や事務機器について、以下の盗難対策を十分に検討する必要がある。

盗難等への対策

個人情報を処理する情報システム機器等について、盗難対策を十分に考慮してシステム構築をする必要がある。個人情報を処理するシステム機器類への施錠に加え、情報を記録した CD、DVD、テープ、文書類等などの外部媒体の保管についても、媒体設置場所の入退室管理に加えて、施錠保管等の盗難対策を実施することが望ましい。

機器・装置等の物理的な保護

企業が保有している個人情報については、正確な情報を迅速に処理することは業務の遂行上必須と言ってよい。従って、情報システム機器類の障害、盗難、あるいは作業担当者の操作ミス等によりデータベースを滅失した場合は、早急に復旧することが望まれる。

保有・管理しているデータの物理的な保護を図るため、データの更新頻度に応じた定期的なバックアップ取得を実施し、個人情報データベースの規模によっては、環境上の脅威を考慮して、バックアップデータの保管場所を決定することが望ましい。

．技術的安全管理措置

(METI -GL p31)

1．アクセス制御等

個人情報データベースについては、適切にアクセス制御を実施することが必要になる。

従業員の業務内容を個々に把握し、個人情報データベースへの適切なアクセス権を可能な限り最小限の範囲で付与するべきである。

アクセス制御の方法としては、ID、パスワードや生体認証等を用いた個人認証や、ネットワークアドレスやデジタル ID 等を利用した端末認証を実施することが望ましい。さらにデータベース利用時間の制限等により、作業担当者の作業状況を上長が確認できるようにすることも、アクセス制御の観点から有効と考えられる。

特に ID 及びパスワードのみでアクセス制御を実施する場合は、パスワードの定期的な変更等の漏えい対策を実施し、アクセス制御が常に有効に機能するように配慮することが望ましい。

さらには、データベースへのアクセス記録（ログ）を適切に保持できるようにし、システム的あるいは人的な問題点を後日具体的に検証・確認・改善できるようにすることが望ましい。

2．不正ソフトウェア対策

個人情報データベースを処理するサーバ、クライアントについては、ウイルス、ワーム等の被害による情報の漏えい等を避けるため、OS、アプリケーションについてのセキュリティパッチ（修正ソフトウェア）を適用したり、関係器材に対してウイルス対策ソフトウェアなどを導入したりすることが望ましい。

ただし、アプリケーションの動作などに影響を与えるため、修正ソフトウェアの適用が困難な場合は、これを代替するためのハードウェア、ソフトウェア面での対策を検討する。

3．通信・移送時の漏えい対策

社内や社外に対して、個人情報を含んだ文書やデータそのものを移送する場合、その移送時に紛失したり、盗難の被害にあったりする恐れがあり、十分に配慮する必要がある。

公衆回線を利用する場合はもちろん、クローズドな通信回線を選択する場合でも、移送時のデータの暗号化や、パスワードロックを実施することが望ましい。

またファクシミリや紙文書等で個人情報を移送する場合は、ハードコピーがむやみに従業者等の目に触れたり、紛失、盗難にあったりすることのないよう、それらの保管・廃棄等の取り扱いについて、あらかじめ規程・マニュアルを策定し、これに沿って取り扱うことが望ましい。

．従業者の監督

個人情報取扱事業者は、必要な安全管理措置について従業者を必要かつ適切に監督しなければならない。

この監督においては、従業者があらかじめ定められている規程・マニュアル等を遵守して個人情報を取り扱っているかどうか、定期的に確認する。

また、従業者の監督及び安全管理措置の一環として、従業者を対象とするモニタリングを実施する場合は、その旨を労働組合等に通知・協議し、その内容を従業者に明示・周知することが望ましい。

さらに、モニタリング自体が適正に行われているかどうか、監査・確認を行うことが望ましい。

「委託先の監督」については「 2 . 委託先の監督」を参照

．個人情報の収集

(METI -GL p18)

元売企業が個人情報を収集するケースは、クレジットカードなどの申し込み、プレゼントキャンペーンなどの応募、アンケート、お客様相談室など多岐にわたっている。個人情報を収集する場合、提供する本人と収集する企業がお互いにメリットを享受することが前提であり、このメリットとは無関係に生じる「個人情報の取り扱いに係るトラブル」は双方にとって最大のリスクとなる。このことを勘案し、個人情報を収集する段階で、最大限リスクを回避するように注意すべきである。

個人情報を収集する際は、まずその目的を明確にし、どのような個人情報を収集する必要があるのかを検討することが必要である。

1. 利用目的の明示

まず、個人情報収集用紙や WEB サイト上に「利用目的」を出来る限り具体的に表記する必要がある。この「利用目的」以外の目的で個人情報を利用するためには、「あらかじめ本人の了解を得る」必要があるが、これは大量の個人情報を取り扱う元売企業にとっては事実上不可能と考えられる。従って、当初考えられる利用目的は全て網羅しておくことが望ましい。

2. 収集する項目

利用目的を特定した場合、おのずと最低限必要な個人情報項目は明瞭になると考えられる。個人情報を収集する場合は、漏えいリスク等も考慮し、必要最小限の項目を収集するにとどめることが望ましい。それ以外の情報を収集する場合は、その情報を提供することで本人が得られるメリットを明示した上で、任意で提供するような形態にすることが望ましい。

3. 収集方法・フロー等

また個人情報を収集する際も、どのようなメディア、フロー等の方法を利用して収集するか、以下のような点に留意して検討することが必要である。

個人情報の内容を閲覧できる者を必要最小限にする。

移送、通信時の漏えい、紛失を防止し、事故が生じた場合に一貫した対応を取ることができるようにする。

SS等配送元に残す配送記録等の内容も必要最小限にする

(個人情報を収集する際に利用するメディア形態等の例)

	紙(申込書等)	電子媒体(WEB等)
メディア形態	封入可能な形態	暗号化通信
収集方法	専用回収箱の設置 運輸会社の選定等	
記録	SS等に最小限の記録	ログ等

4．共同利用、第三者提供

収集する個人データについて、特約店、SS等と共同利用を行う場合は、その旨を申込書等の収集する用紙等に記載することにより、あらかじめその旨を本人に明示することが必要である。その共同利用する者(個人情報の提供先)についても、企業名、所在地、問合せ先等できる限り具体的に記述することが望ましい。漏えいや取り扱いに係る問題のリスクを低減するためにも、共同利用は特定の系列店のみにするなど可能な限り限定し、また、第三者提供は避けることが望ましい。

5．クレジットカードに係る個人情報について

クレジットカードに係る個人情報については、「信用情報」が含まれており、一般的な個人情報と区別して、取り扱うことが望ましい。

原則として「信用情報」は子会社等信販部門もしくは提携信販会社(及びその関連機関等)のみで取り扱うこととし、その他の部門からは閲覧・利用ができないようにすることが望ましく、従ってクレジットカード申し込みの収集については、信用情報部分に配慮して方法・フローを策定することが望ましい。

保有個人データに関する事項の公表等

(METI-GL p42)

1．保有個人データに関する事項の本人への周知

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて開示・訂正・利用停止等に係る事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置かなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名または名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的
- (3) 保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額並びに開示の求めの手續
- (4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情及び問合せの申出先

なお、「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合も含む)」については、経済産業省のガイドラインにおいて、ウェブ画面へ継続的に掲載する方法等がこれに合致するとされている。

2. 保有個人データに係る問合せ等への対応

保有個人データについて、本人からの前項(3)及び(4)や、訂正、利用停止等に係る求めに対しては、法令に定められた理由がないときは、この求めに遅滞なく対応することが必要になる。

特に「開示」、「訂正」や「利用停止」等の求めについては、事務手続の簡素化や本人確認を徹底するなどの目的で「受付方法」を定めることができる。ただし、「受付方法」を定めた場合は、その方法を「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）」に置いておかなければならない。

この「受付方法」として定めることができるのは、

- (1) 開示等の求めの受付先（ 4 .）
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の求めの受付方法
- (3) 開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認方法
- (4) 保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

これらの方法を定めない場合は、自由な申請を求めることとなり、特に、手続、処理の混乱や本人からの信用低下を招く恐れがある。また、(3)のいわゆる本人確認については、個人情報の漏えい防止の点から特段の配慮を要する事項である。これらのことを勘案のうえ、あらかじめ適切な受付方法を定めることが望ましい。

なお、本人確認については、個人情報取扱事業者は円滑な処理を行うため、本人に対して自己のデータの特定に必要な事項の提示を求めることができる。他方、必要以上に煩雑な書類を求める等、本人に過重な負担を課することのないよう配慮しなければならない。

3. 苦情の処理

個人情報取扱事業者は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める必要があり、またそのために必要な体制の整備に努めなければならない。

ただし、本人等の無理な要求に応じる必要はなく、苦情の内容によって対応できないものについては、あらかじめ本人への対処方法などを検討することによって、無用なトラブルを避けることが望ましい。

．個人情報の利用

1．利用目的の限定

個人情報の利用にあたっては、あらかじめ本人の同意を得た「利用目的」を逸脱してはならない。個々の個人情報データベースや個人データにおいて、これを取り扱う従業員がその利用目的を常に確認できるようにマニュアル類の整備やデータベースの管理を行うことが望ましい。

またキャンペーン利用時期が特定されているものについては、その時期を過ぎた時点で速やかに当該個人情報データベースを廃棄することが望ましい。

2．利用する業務・部署等の限定

個人情報の利用にあたっては、「利用目的」を逸脱しないことが最も重要である。本人が個人情報を提供する際に明示される「利用目的」は具体的なものであり、企業内においてこの利用目的で利用する業務や、これに従事する部署は限定されると考えられる。企業が保有する個人情報（項目も含めて）の利用は、このような必要な部署に必要な情報（項目）のみを利用可能とするよう、限定することが望ましい。

．第三者提供・共同利用と委託

(METI-GL p34、36)

1．第三者提供・共同利用を行うための要件

企業が保有する個人情報を他の事業者へ「第三者提供」する場合は、あらかじめ本人の同意を得るか「オプトアウト」を行う、あるいは「共同利用」とすることが必要になる。この場合、前項にもあるように、自社系列特約店、SSのみならず、資本関係のあるグループ企業であっても第三者とみなされるので注意する必要がある。

「オプトアウト」を行う場合は、本人の求めに応じて第三者への個人データの提供を停止する必要があるため、これを選択する場合は、この運用スキームを確実に定め、提供停止を求めた本人に対して、問合せ窓口や必要な手続を明示する等、わかりやすく説明できるようにしておくことが望ましい。

なお、クレジットカードに係る個人情報については、「信用分野ガイド

ライン」において「オプトアウトを利用することは適当でない」旨明記されているので、これを利用しないこととする。

「共同利用」を行う場合は、前項に示した通り、以下の点をあらかじめ本人に通知するか、WEBに掲載するなど容易に知り得る状態に置く必要がある。

- (1) 共同利用すること
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲（「系列特約店」と明示するなど）
- (4) 利用する者の利用目的（具体的に明示する）
- (5) 当該個人データの管理責任者の氏名又は名称

提供先となる事業者との利用目的の違いや、責任関係を考慮し、望ましい形態を選択する必要がある。

（他事業者への提供時の対応）

	第三者提供	オプトアウト	共同利用
事前の本人の同意	要	不要（「条件等が知り得る状態」でよい）	
利用目的	提供先が設定		提供元、提供先で共通
管理責任	提供先が負う		
提供停止	本人の同意がある提供である限り、本人から提供元に対する提供停止等の求めは不可能。（法27）	本人から提供元に対する提供停止の求めが可能（法23-2）	利用目的内の取扱である限り、本人から提供元に対する提供停止等の求めは不可能。（法23-4、27）

2. 委託先

企業自らが保有する個人情報をも他の事業者へ提供する場合であっても、「委託」に該当するケースでは「第三者提供」とはならず、あらかじめ本人の同意を得る必要がない。この「委託」とは、あらかじめ明示された利用目的の範囲において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合とされている（法23-4-1）。

企業組織の再編が行われ、業務のアウトソーシングが増加する中で、個人情報の処理等に係る委託に該当する事例は増加すると考えられる。この場合は、「監督責任」という形で、委託先ではなく委託元に一義的な責任が課される。従って、委託元となる企業は、委託先に対しても、守秘義務契約の締結等を通じて社内で運用されているものと同等のルールで個人情報を処理させる必要がある。また、そのルールに沿って委託業務がなされているか、委託先を定期的に監査することが必要になる。

3. 特約店、SS等への配布方法

元売の企業形態を勘案すると、自らが保有する個人情報を、第三者である特約店、SSに提供することが頻繁に生じると考えられる。提供先が系列内の特約店、SSであっても、それは元売とは別個の企業体であり、「第三者提供」あるいは「共同利用」という位置付けは変わらない。(子会社の場合も含む)

従って、特約店、SSに対して個人情報を提供する場合は、1.の「他事業者への提供時の対応」表を参考に、第三者提供あるいは共同利用のどちらの方法で提供することが適当かを考慮し、それぞれの方法に応じ、以下の点に注意する必要がある。

第三者提供

「第三者提供」を行う事業者は、その旨あらかじめ本人の同意を得なければならない。従って、申込書等の個人情報の取得時に第三者への提供を行う旨明示する必要がある。

その際、以下の事項を本人の「同意」にあたっての判断材料として明示することが望ましい。

- (1) 第三者提供を行う提供先
- (2) 第三者提供を行う目的
- (3) 第三者提供の対象となる情報項目

共同利用

「共同利用」を行う事業者は、以下の事項について、あらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 共同利用すること

- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲（「系列特約店」と明示するなど）
- (4) 利用する者の利用目的（具体的に明示する）
- (5) 当該個人データの管理責任者の氏名又は名称

「共同利用」においては、本人から見て利用範囲が明確である場合に個別列挙の必要が無いとされていることから、系列特約店・SSで広く利用する可能性があるものについては、「共同利用」によって利用することが望ましい。

ただし、クレジットカードに係る個人情報については、以下の
により、提供先を特定することが必要であると考えられる。

クレジットカードに係る個人情報の取り扱いについて

クレジットカードに係る個人情報については、必ず「信用情報」を含むため、他の一般的な個人情報とは区別して取り扱う必要がある。

クレジットカードに係る個人情報を系列特約店・SSに提供する場合は、信用情報を除いた一般的な個人情報に限り提供するものとし、また個々の個人情報の提供先について、特定の系列特約店・SSに限定するなどその範囲を明確に示すことが望ましい。

このことから、クレジットカードに係る個人情報については、特定の特約店・SSに限定するなどして、個々の申込書中に明示するか、カード発送時に文書で提供先を明示することが望ましい。

（参考文書：経済産業省「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」）

最後に

本ガイドラインは、2005年4月1日からの個人情報の保護に関する法律の完全施行への対応のために策定された。この法律の事業者にかかる規定については、行政としても今回が初めての運用であり、社会的な影響の範囲も広く、今後の運用動向は不透明である。今後、IT技術の進展等にもなって、個人情報を巡る社会的情勢も大きく変化していくことも考えられる。

したがって、本ガイドラインもその情勢に応じて見直しされるべき性質のものであることを念頭におき、元売各社の個人情報保護対応を図ることを期待したい。

以上